

子育てのための 施設等利用給付

未就学児の年齢等	満3歳以上	【3～5歳児クラス】	【0～2歳児クラス】
		—	—
認定区分	新1号認定 (第30条の4第1号)	新2号認定 (第30条の4第2号)	新3号認定 (第30条の4第3号)
保育の必要性	なし	あり	
対象施設等	○幼稚園 ・聖家族幼稚園 ○国立幼稚園 ○特別支援学校幼稚部	○預かり保育事業 ・園部幼稚園・八木中央幼児学園(短時部)・聖家族幼稚園・南丹のぞみ園(教育利用) ○認可外保育施設 ○一時預かり事業 ○病児保育 ○子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	
無償化の範囲	◆入園料・保育料 月額25,700円まで無償 ※国立幼稚園は月額8,700円まで 国立特別支援学校幼稚部は月額400円まで	◆預かり保育料(*) 月額11,300円の範囲内で無償 ◆認可外保育施設・一時預かり・病児保育・ ファミサポ等利用料 月額37,000円まで無償	◆預かり保育料(*) 月額16,300円の範囲内で無償 ◆認可外保育施設・一時預かり・病児保育・ ファミサポ等利用料 月額42,000円まで無償
	幼稚園(私学助成園)等の利用料を無償化するためには、こちらの認定が必要です。	預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料を無償化するためには、こちらの保育の必要性の認定が必要です。	

(*) 預かり保育の1か月あたりの上限額は、450円×利用日数または11,300円(非課税世帯の満3歳児は16,300円)のうち少ないほうの額の範囲で利用料が無償化されます。